

平成24年第4回市会定例会付議事件の一部訂正について

訂正内容（一般議案）

市第56号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の
制定

102頁 4行目

<訂正前> は「利用定員」と、第44条「運営規程」とあるのは「第81条にお

<訂正後> は「利用定員」と、第44条中「運営規程」とあるのは「第81条にお

市第59号議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する
条例の制定

297頁 3行目

<訂正前> (1) 申請者都道府県の条例で定める者でないとき。

<訂正後> (1) 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

297頁 22行目

<訂正前> の法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として

<訂正後> の法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として

市第62号議案 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定

386頁 1行目

<訂正前> 活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその利用者に過重

<訂正後> 活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者に過重

404頁 9行目

<訂正前> 3 第1項に規定する就労継続支援A型事業所の職員（同行第1号

<訂正後> 3 第1項に規定する就労継続支援A型事業所の職員（同項第1号

410頁 15行目

<訂正前> 準用する規定を含む。）第57条及び第72条の規定にかかわらず

<訂正後> 準用する場合を含む。）第57条及び第72条の規定にかかわらず

414頁 20行目

<訂正前> 宿泊型自立訓練について、第58条第3項の規定を適用する場合は、

<訂正後> 宿泊型自立訓練について、第58条第3項の規定を適用する場合は、

市第64号議案 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定

438頁 19、20行目

<訂正前> 大臣が定めるものをいう。以下同じ。) a又bに掲げる
利用者の数の区分に応じ、それぞれa又bに掲げる数

<訂正後> 大臣が定めるものをいう。以下同じ。) a又はbに掲げる
利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数

460頁 21行目

<訂正前> に対する生活介護、規則附則第1条の2の規定にする特定旧法受

<訂正後> に対する生活介護、規則附則第1条の2に規定する特定旧法受

467頁 16行目

<訂正前> 26 経過的障害者支援施設について第14条、第23条の規定を適用す

<訂正後> 26 経過的障害者支援施設について第14条及び第23条の規定を適用す

市第67号議案 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定

535頁 5行目

<訂正前> 、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<訂正後> 、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

市第74号議案 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の制定

1354頁 18行目

<訂正前> は、第41第2項中「第1号の記録はその完結の日から5年間、第

<訂正後> は、第41条第2項中「第1号の記録はその完結の日から5年間、第